

株券電子化実施前後の単元未満株式の買収請求のお取扱いについて

株券電子化制度への移行に伴い、ほふりに株券を預けられていない株主様の単元未満株式の買収請求につきましては、次のとおりのお取扱いとさせていただきますのでご了承願います。

1. 平成20年12月25日（木曜日）から平成21年1月4日（日曜日）（実質平成20年12月30日（火曜日））までに受付したものの買収代金の支払いは平成21年1月26日（月曜日）とさせていただきます（買取価格はご請求日の終値となります。なお、平成20年12月30日までに値が付かない場合は返却させていただきます。）。
2. 平成21年1月5日（月曜日）から平成21年1月25日（日曜日）までの間、単元未満株式の買収請求の受付を停止します。

なお、ほふりに株券を預けられている株主様に関しても、株券電子化直前に単元未満株式の買収請求の取次停止期間が設けられますが、詳細はお取引証券会社等にご確認ください。